

令和5年度

第3回ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会 議事録

日時 2024年1月12日（金）午前10時から午前11時30分まで

会場 藤沢市役所 本庁舎5階 会議室5-1・5-2

出席者

(1) 委員=10人

木村会長、井澤委員、小野委員、片岡委員、小林委員、
高石委員、高橋委員、堀江委員、宮川委員、宮城委員

(欠席) 井上副会長、飯島委員、池田委員、角田委員、富田委員

(2) 事務局=3人

藤沢市 企画政策部 人権男女共同平和国際課
作井主幹、猪野補佐、宇田川主任

(3) 傍聴者=なし

内 容

- 1 「審議会等の女性登用状況アップに向けての対応方針」(案)について
- 2 その他
 - ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市基本計画について
 - ・ 令和6年能登半島地震におけるジェンダー視点での課題について

○事務局（作井） おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第3回ふじさわジェンダー平等プラン協議会を開催いたします。本日、飯島委員、冨田委員、角田委員、井上副会長、池田委員の5名から欠席のご連絡をいただいております。欠席が多くなっておりますけれども、会議の成立につきましては、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会要綱第6条の規定に定める半数以上の出席が認められておりますので、この会議が成立していることを申し添えます。次に、会議の公開・非公開についてお諮りいたします。本市におきましては、市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関や、これに準ずる機関の会議につきましては、市政運営や施策形成における公平性及び透明性を高められるよう、藤沢市情報公開条例第30条の規定によりまして、原則公開としております。この協議会につきましても公開を原則として運営してまいりたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（作井） ありがとうございます。ご異議ありませんので、この協議会は公開とさせていただきます。本日の傍聴はなしということです。またいつものお願いになりますけれども、本日の会議の議事録を作成する関係上、発言内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、発言される委員の方にはマイクをお届けいたしますので、マイクを使ってご発言をお願いいたします。次に資料の確認をさせていただきます。本日の資料は会議次第が1枚、裏面が委員名簿になっているものと、資料1、審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針（案）の2枚ですが、本日お持ちでない方はいらっしゃいますか。あと、机上にチラシが1枚置いてありますが、また後ほどご説明させていただきます。それではここからの議事進行は木村会長にお願いいたします。

【1 「審議会等の女性登用状況アップに向けての対応方針」（案）について】

○木村会長 皆さま、おはようございます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。と言いましても今年度最後の会となります。今日は議題が2つあります。まず、議題1「審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針」（案）についてのご説明をお願いいたします。

○事務局（宇田川） それでは議題1、「審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針」（案）についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。こちらの対応方針ですが、審議会等の女性登用比率アップに向けた取組として、毎年、市長名で庁内に発出しているものでございます。現在、2月の発出に向けて

庁内で調整を進めておりますが、現時点での案を皆さまにお示しするものでございます。昨年度、ダイバーシティ&インクルージョンの視点を前面にジェンダー平等の推進を図るため、庁内組織を変更したことに合わせまして、当方針もD&Iの視点を重視したものに變更いたしました。基本的な取組内容につきましては、昨年度、D&Iの取組を開始した直後ということもございますので、引き続き審議会等委員の選任に向けた事前調査の電子申請などが、より庁内に浸透するよう昨年度と同様の記載としております。まず冒頭の説明文と「1 審議会等における女性の登用比率の目標」の項目には、機会の平等の確保について記載しております。女性の登用比率につきましては、ジェンダー平等プランに掲げた目標値を示しておりますが、委員の選出母体の男女比の差など社会構造に関わる課題もあることから、まずは性別に関わりなく、誰もが参加できる環境を整えることが重要と考えまして、機会の平等を前面にしております。次の「2 審議会等の委員選出及び開催手法の見直し」の項目には各課の取組で参考としてもらえるよう、見直しの具体的な手法の例を記載しております。資料1の裏面、「3 審議会等委員の選任に向けた事前調査」の項目ですが、昨年度開始した事前調査の内容を引き続き記載しております。全ての職員がD&Iの視点を持ち、政策方針決定過程の女性への参画を促進することの意義を改めて認識できるように、委員の皆さまのご意見を伺いながら、着実に取組を進めて参りたいと考えております。説明は以上となります。

○木村会長 はい、どうもありがとうございました。こちらの対応方針、裏表になっていきますけれども、こちらの内容に関しまして皆さんのご意見を募りたいと思います。

(小野委員挙手)

○木村会長 はい、小野委員お願いいたします。

○小野委員 小野です。職務緩和の例、「代表（長）にあるもの」としてという場合に、推薦のものでも良いということがうたわれているのですが、非常に良かったかと思えます。といいますのも、大体、長というのは長年、団体でも地域でも男性がなっている場合が多く、それも地域の名士とか、そういう部分でどうしても男性が活躍して、功績があるということからどうしても男性が就いている部分が多くて、なぜ女性がというとやはり昔から男性社会という中で起こっている現象だと思えますし、それから、この前も話をしたのですが、働く場合、非正規労働という人たちが多くという中で、女性が上に上がって来られないという部分がたくさんあって、大事な役に就けなくて、功績が上がらない。だから、名前があ

がってこないという部分もあるかなと思っております。長が認めたという部分で非正規雇用の人でも上げていただけるような雰囲気というものを作っていかなくてはいけないのかなと思いますし、非正規を正規雇用にあげていただくという社会を作っていきたいなと思います。労働関係で来られている人の中でそういう機会があつて話を進めて、またこの中の委員でもそういう機会があつたら話を広げていただくということが社会全体の雰囲気としてなっていないと、こういう文面を作ってもなかなか上がってこないかなと心配をしますので、そういう部分ではひとつ前進かなと考えています、以上です。

○木村会長 はい、ありがとうございます。小野委員が今おっしゃったように、企業ですとか雇用の構造とかが昇進に影響することもあるとあって、推薦があがってこないというのは可能性としてあると思います。その他ありますか。

(高石委員挙手)

○木村会長 はい、高石委員。

○高石委員 高石です。この規制緩和はとても良いことだと思えました。学識経験者のところについて私も大学と仕事をすることが多いので申し上げますと、准教授も候補とするということですが、学識経験という意味ですと博士号を取った人は、なぜはならないのだろうと思います。博士号だとか助教の方もいらっしゃいますし、もしくは1つ目のところで推薦する者と書いてあることもありますので、大学教授、准教授の方の推薦の方も認めるとかというように踏み込んでもいいのかと思えました。そうしますといろいろな方が対象となってくるので、いいかなと思います。以上です。

○木村会長 ありがとうございます。

(堀江委員・宮川委員・片岡委員挙手)

○木村会長 順番に堀江委員、宮川委員、片岡委員の順番でお願いします。

○堀江委員 堀江です。一番のところにある50%を2030年までに明記されていて、その下に現状の数字が書かれているかと思うのですが、ここの数字だけを見ると、そんなにすごく大変な感じではない印象を受けるのです。例えば42.6%まで来ているとしたが、50%まであと少しではないかという感覚になるのですが、前回の資料などを拝見すると、過去5年間でどれだけ伸びたのかというところを見ていただくと、結構厳しいと思うのです。過去5年間取り組んできて、これしか実は増えてないのです。なので、今までのやり方では駄目なのですという言い方にしないと、このままやっていけば行くのではないかという感じに書面上見えてしまうところが私は違和感でした。今までの書きぶりと、どれぐ

らい違っているのか、去年のものを見ていないのでわからないのですが、そのところが緊迫感があまり伝わらないという印象を持ちました。以上です。

○木村会長 はい、堀江委員ありがとうございます。やはり協力をお願いするような文面になるかと思imasので、少し淡々としすぎかなというのがありますね。堀江委員にご指摘いただいたように、現状ですと頭打ちになっているということですよね。その辺りは表現を変えてもしっかり現状として伝えていくというのは大事だと思いますので、この辺りは工夫されると良いと思います。では宮川委員、お願いします

○宮川委員 話題の准教授でございます。堀井委員のお話と関連するところなのですけれども、これは誰向けの文章なのですか。

○事務局（猪野） はい、こちらは庁内の各課に対して発出をいたします。

○宮川委員 はい、わかりました。これまで、どれぐらい女性が登用されているのかという情報というのは、庁内でも、おそらく周知されてこなかったのではないかなと推察します。やはりデータを共有していくということが問題提起においては非常に大事だと思いますので、この5年間頭打ちになっていることがわかるというのもデータがあつてのことですので、自分のところに関係する審議会の女性登用比率がいかほどで、それは全体の平均、あるいは出来ているところと、どれくらい乖離があるのかという情報をきちんと提供していくというのが大事かなと思います。もう一步踏み込むと、藤沢市の審議会における女性の登用状況というものをも市民に対しても情報提供していくということで、自分たちの審議会の女性登用比率がどれくらいなのかということが市民の目にも明らかになるということも大事なのかなと思いました。以上です。

○木村会長 はい、ありがとうございます。その辺りデータを伴った形での参照ができるようにということもご利用いただけたらと思います。市民への情報公開という部分でも例えば広報などで男女共同参画のコーナーを持てる号が年間あるはずですので、そういったところを利用して情報提供をするといったことも一案かなと思います。では、片岡委員、お願いいたします。

○片岡委員 片岡です。宮川委員のおっしゃった情報提供に関しては毎年されていますよね。毎年されていても、状況が変わっていかないというバックグラウンドがあると思うので、ただ単に情報提供の問題ではなくて、様々なこの条件緩和が必要になってくると思うのです。先ほどの条件緩和の続きなのですが、この学識経験者、例えば皆さん今回このふじさわジェンダー平等プラン推進協議会の名簿があると思うのですが、私を含め、宮川委員も自ら准教授とおっしゃいまし

たけれども、木村会長にしても、小野委員にしても学識経験者について、いわゆる教授ではない方はたくさん存在しているわけです。そういったことがこの会では行われているからそれなりに女性の比率が上がる。けれども、そういうふうな理解をしていない委員会がたくさんあるのだと思うのです。だからもう少し拡大解釈しても良いのだと伝えることが大事だと思います。その分野に関して、先ほど高石委員がおっしゃったように、専門性のある人間というのは、もちろんドクターとか、博士号を持っている方とかだったらなお良いかもしれませんが、そうじゃなくても、例えばNPOで活躍してそのジャンルに詳しい方とか、あるいはいろいろなウェブサイトなどで発信されていて、こういう特定の、例えばDVに詳しい方とか、いろいろいらっしやると思います。今のは男女共同参画の視点からですが、例えば農業に関して農業と障がい者の協働を進めているとか、あるいは都市部から地方へ行って、農業を始めることを手伝っている組織の方とか、いろいろな視点が考えられると思うのです。専門性をどういうふうに評価するかということが、この学識経験者という意味だと思うので、そこをもう少し具体的に書いて差し上げれば、学識経験者は大学の先生じゃないと駄目だよ、という感じできてしまうと思うので、そうじゃなくていいですよ、その道の専門性が何らかあって、協議会なり委員会に有益だと思われる意見を出してくださるような方を選んでください、というようなお手紙をお出しになってはいかがでしょうか。以上です。

○木村会長 ありがとうございます。この協議会だと当たり前となっているようなことが、意外と外には知られていないかもしれないので、その辺り対応の可能性があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局（猪野） この部分は、他市を参考に、一般的な表現で入れたものですが、本協議会の取組も踏まえまして広く周知ができればと思います。先ほどいただいた具体的な例をお示しして、幅広く専門性を有する方がいらっしやるということを広く浸透させていければと思います。

○木村会長 ありがとうございます。

（高橋委員挙手）

○木村会長 高橋委員、お願いします。

○高橋委員 高橋です。片岡委員のお話、今の事務局からのお答えにも関係するところで、審議会等の事前調査についてお話させていただきたいと思います。書式がこれだけだとよくわからないのですが、こういった専門性がある、こういった経験があるといったことも、委員の名前だけではなく記載できると、より

わかりやすいと思います。一概に男性が悪いということもないと思うのです。この方がふさわしいということがわかるような事前調査になっていれば、あとでフォローもしやすいのではないかと思います。逆に女性でこういうふうな経験がある人はいませんかというような聞き方もフォローの時にやりやすいと思いますので、どういう理由でその方を選ばれたかを書くような事前調査になっているのかなと思いました。以上です。

○木村会長 はい。ありがとうございます。その他に何かコメントある方いらっしゃいますか。

(小林委員挙手)

○木村会長 小林委員、お願いします。

○小林委員 青少年指導員協議会の小林です。職務指定緩和の例として、以前も防災会議で圧倒的に男性が多いということが出ました。これも私、こちらの委員にさせていただいてから見させていただいたこともあります。簡単にやはり先ほど会長もおっしゃったように、天災が起こりまして、やはりそのときにテレビで見て、刻々と状況変わってきていますが、防災会議とかは圧倒的に男性で、以前も申し上げた通りどうしても弱者に対する目線できちんと事が進められるかどうかでなるとちょっと難しいかなと思っています。やはり保育園の先生だったり、高齢者施設の支援の方だったり、あと、やはり外国人の方。藤沢にはたくさん外国人の方が住んでいらっしゃいますので、ここに書いています通り、誰もが性別を問わず、ここは国籍も問わずと入れた方がいいのではないかなと思います。そういう社会を藤沢はめざしていますので、誰もが政策に主体的に参画できる機会の平等ということで、そういった外国人に対する方のフォローとか、青少年の皆さんがエコノミー症候群にならないようにレクリエーションやっていると、壁新聞を作っていると、そういったお話も聞いていますので、やはりそういった青少年も意見を言えるような立場で参加できると、ここで震災が起こると、能登以上に大変だと思うのです。そういったことに備えることも大切かと思っています。以上です。

○木村会長 はい。どうもありがとうございます。小林委員の関連の分野であります協議会・審議会いくつかありますし、もっと参画の幅を広げていかななくてはいけない協議会がたくさんあるかと思っています。その辺りの表現もご利用いただけたらと思います。細かい話ですけれども、前年度から変わったところを強調するとか、下線をひくとかとか、そういったことも含めて、注目をいただいて対応していただけるような工夫をお願いしたいと思っています。

【2 その他】

・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市基本計画について

- 木村会長 それでは議題の2に進めてまいります。その他、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の基づく市基本計画について事務局からご説明お願いできますか。
- 事務局（猪野） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が、令和6年4月1日に施行されます。この法律は、困難な問題を抱える女性を支援する根拠法を、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させるとともに、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点を取り入れた新たな支援の枠組みを構築するものとなっております。本法では、第8条におきまして、市町村は、国が策定する基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない、とされています。本市では、「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」がありますが、女性に関わる課題の解消に特化するということをご踏まえまして、現在のところ別冊で作成する方向で検討を行っております。現在骨子案の作成を行っており、神奈川県基本計画が今年の3月に策定されることを踏まえまして、今後具体的な策定を進めていきたいと考えております。骨子案の作成に当たりまして、現在、案として考えている概要をご説明したいと思います。なお、この内容につきましては現時点では案としてお示しをするものになりますので、確定したものではありません。担当所管課における検討段階であるということをご留意いただければと思います。まず計画の期間につきましては、ふじさわジェンダー平等プラン2030とは、別冊ということを考えておりますけれども、本計画とジェンダー平等プランの間は、相互に連動したものであるということをご踏まえまして、ジェンダー平等プランの周期に合わせ、計画を策定したいと考えております。またプランの進捗管理につきましても、ジェンダー平等プランと一体的に行っていきたいと考えております。続きまして、対象者、その方向性については、この計画の対象者につきましては、様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、もしくはその恐れのある女性を含むとし、性自認が女性のトランスジェンダーも含むこととして定義をしています。また、女性支援はNPO法人や社会福祉法人、企業など、様々な民間団体と行政が一体となって取り組んでいくことが重要な視点であるということ

を踏まえまして、女性を取り巻く様々な主体を繋ぎ、課題やニーズの共有を行うとともに、必要な情報やツールを提供するなど対象者への支援とともに、支援者を支える施策を盛り込みたいと考えております。

次に、重点目標につきましては、ジェンダー平等プランとの相互関係も踏まえまして、「あらゆる暴力の根絶」、「生活上の困難に対する支援」、「生涯にわたる健康づくりの推進」の3本の柱としたいと考えております。県計画は、DV防止計画と一体となっていることから、健康に関する項目というものは直接的にはございませんが、神奈川県が県計画を策定するにあたり行った調査によりますと、抱える困難な状況について、回答者76.2%が、健康に関わる不安や問題を抱えたことがあると回答しており、全体の課題の中でも1位となっていることを踏まえまして、柱の1つとして調整していきたいと考えております。最後に推進体制につきましては、今後、庁内会議での議論が必要なところではございますが、現在は、庁内DV対応ネットワーク会議を活用して議論をしておりますが、庁内実務者会議というものを設置しまして、調整を図っていきたいと考えております。また本協議会の中に設置するのか、また外部として設置するのかは検討中ではありますけれども、新たに外部との連携会議というのを設置することも必要と考えております。現在の検討状況は以上となります。まだ正式な内容をお示しができないような段階になっていないため、今回、口頭でのご説明とさせていただきます。以上です。よろしくお願いいたします。

○木村会長 はい、ありがとうございます。DVの健康ともうひとつは何でしたか。3本柱とおっしゃっていましたが。

○事務局（猪野） 「あらゆる暴力の根絶」、「生活上の困難に対する支援」、「生涯にわたる健康づくりの推進」の3本となっております。

○木村会長 はい。暴力と生活支援、それから健康ですね。3本柱として大きなテーマとして入ってくるということと、協議会としては庁内実務者会議とともに、こちらの協議会内外どちらになるかわからないけれども、外部との連携会議を併設しながら検討していくということですね。令和6年度にかけて検討していくことですが、スケジュールの面でもし申し上げられるようなら、よろしいですか。

○事務局（猪野） スケジュールにつきましては、予算に関わる部分がありまして、正式な内容はお伝えできないのですが、現時点では令和6年度中に最終的な整備を行っていきたく思っております。庁内体制につきましては、法施

行が4月1日となっておりますので、順次できるところから進めていきたいと考えております。

- 木村会長 はい、ありがとうございます。タイムスケジュールと大きな取り扱い・テーマに関してお伝えをいただきましたけれども、何か今後の検討にあたって、留意すべきことなど含めてご意見いただけたらと思います。

(宮川委員挙手)

- 木村会長 宮川委員、お願いします。

- 宮川委員 宮川です。今のお話で目標に向けて取り組んでいくというのはわかったのですが、今の段階で我々が何を 이슈としているか、事務局の方でこういうところがこれから検討課題になってくるところが、どういうことなのかというものが纏まっていたら、お話いただけますでしょうか。

- 事務局(猪野) 今回、資料をご用意できないという状況であり、ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。現時点では、まずジェンダー平等プランからは独立して作成していく予定ではありますが、連動性を持たせながらやっていく必要がありますので、本協議会では、そのあたりの大きな計画の流れというか、枠組みに関し、皆様のお考えをお伺いできればと思っております。あと、先ほど会長からご指摘いただいた3つの重点目標は、ジェンダー平等プランに基本的には連動していますので、その考え方でよいのかどうか、その辺りを大きな視点で見ていただきたいと思っております。今後具体的な個別のものが出てきましたら、改めて資料を作成いたしましてご説明させていただき、調整を進めていればと考えております。

- 宮川委員 はい。わかりました。大前提として、困難な問題を抱える女性への支援へ対応、冊子の作成というのは、この協議会の 이슈であるということですよ。この中で、やっていくにあたって、これからどうやって取り組んでいったらいいかということについてコメントいただきたいということですよ。ありがとうございます。

- 木村会長 宮川委員、ありがとうございました。そこは私も整理してから皆さんにご意見をいただいた方がいいかなと思っていました。

(片岡委員挙手)

- 木村会長 片岡委員、お願いします。

- 片岡委員 片岡です。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市基本計画が進むのは大変良いことだと思います。こちらのジェンダープランとの関わりについて、よくわからないのでお聞かせいただきたいのですけれども、既

にDV法ができたときにDV関係のものを別冊にしていますよね。本編では軽く触る程度にして別冊にしていますけれど、今回、困難な問題を抱える女性とDVとオーバーラップする部分があると思うのですけれども、その辺、別冊が2冊になることになるのですけれども、その辺の立ち位置というのは、あるいは分け方というか、どういうふうにお考えなのか教えてください。

○事務局（猪野） 先ほどのDV計画につきましては、当初は単独で作成し、その後、現在のプランに統合しております、中に含める形になっております。ジェンダー平等プランは多様な性の理解や男性視点も多く含めており、今回、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律が、女性に特化しているということを踏まえまして、女性の視点に絞った形で、別冊でたてていくということを考えております。一方で、基本的には今のプランも女性の視点を踏まえて作成しておりますので、まずはこのジェンダー平等プランを基本にしながら、女性に特化したものとして計画を立てていくことを検討しています。

○木村会長 片岡委員よろしいですか。

○片岡会長 はい。

（小林委員挙手）

○木村会長 小林委員よろしくお願ひします。

○小林委員 はい、青少年指導員協議会の小林です。困難な問題を抱える女性ということで多分そういう方は単体ではないと思うのです。例えばお子さんがいたり、ご両親がいたり、今まで私も活動してきて、いろいろな事例を伺ったところ、その人だけの問題ではなく、そうなった場合、あらゆる暴力の防止、健康の問題、生活上困難に対する支援と、3本柱をお伺いしましたけども、その人だけではなくて、その人に関連するお子さんだったり、ご両親だったりも多分含まれてくると思うのです。よく行政的に縦割り行政で、生活上の困難だからこれはこっちに行ってくれ、DVだからこっちへ行ってくれ、健康はこっちに行ってくれ、そういうことが絶対にならないように、こういったところの相談場所はワンストップサービスというか、一元化されるのでしょうか。もし、こちらを市で市民の皆様にお知らせするときも、それも含めていただけると助かると思います。

○木村会長 この辺りはすでに庁内で、いろいろ協議が始まっているということですので、こういった立場の方が出てこられて、ワンストップ的な機能がきちんとできているのかというところの現状を共有してもらってよいですか。

○事務局（猪野） この課題に関して向き合ったときに大きな課題としては人口比として、男性と女性が半々と考えますと、50%の女性はワンストップで、5

0%の男性は今まで通りというのは、なかなかそういう形の想定は難しいところもあります。まずは、どの部署も一定程度女性からの困りごとを受けた際には対応ができるよう対応力を向上していこうというところを前提としております。各課はそれぞれ専門性を持っていますので、内容に応じて必要なときには、速やかに繋いでいくということを含めて、全庁で協議をしまして、連携を深めていこうと考えております。組織改正も今後予定されているところもございますので、それも見据えて検討していくということで話をしています。まずはすべての相談窓口が女性からの相談に対応する対応力をつけるということについては、既に庁内でも始まっておりますけれども、そういったものを重点的に対応していくところを今考えております。

○木村会長 小林委員、よろしいですか。

○小林委員 はい。

(宮川委員挙手)

○木村会長 はい、宮川委員。

○宮川委員 今の小林委員のお話に関連したことなのですが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関して調べたのですが、厚労省の所管なのですよ。藤沢市としてもプライマリーに対応していくのは、社会援護局的な感じの部局になっていくのかなと想像しています。一方でジェンダー平等というのは国の建付けでいうと内閣府になってきますので、国の建付けが市にどのように反映されているのかわからないのですが、事務局の方がおっしゃられたように横串をさしていくということが求められるやり方なのかなと思っています。ワンストップはやはり大変重要なことで、ワンストップにするためには市の中で横串をさしていくというのが大事で、非常に大きなチャレンジなのだろうなと思っています。まさにそこが非常に大事だと思いますので、関係の部局と丁寧に繋いでいくこと、それからジェンダー平等プランが一番表に出ることで、先ほどおっしゃった50%の方だけを対象にということを少しカバーできるのではないかと思います。ワンストップ窓口というところでは、全てのものを受け取って、そのうち、この部局に関係するものは、きちんとそちらへ流すということによって50%の女性以外のジェンダーの方たちにも対応できる窓口として機能していくのではないかと思いますので、その役割に大いに期待していますし、ここは非常に重要だと思いますので取り組んでいただければと思います。以上です。

○木村会長 はい、ありがとうございます。スピードを求められる局面もあると思いますので、そのあたりが重要なかなと思います。他にございますか。

(小林委員挙手)

○木村会長 小林委員どうぞ。

○小林委員 小林です。これがこちらにふさわしいかどうかわかりませんが、男女別とおっしゃったのですが、女性に関しては、妊娠するのですね。予期せぬ妊娠、望まぬ妊娠ということで、何かあった場合、結局罰せられるのは女性です。男性は罪に問われない。私はこれに本当にすごく矛盾を感じて、一緒に罰して欲しいなというつも思うのですけどでも、そういった悲しいことが起こらないように、困難な問題を抱える女性、望まぬ妊娠をした女性も、安心して出産できる環境も整えていただきたいなと思います。結果として半々ではないと思います。男性半、女性半とおっしゃったけれども、そういう面でいくと半々ではないと思います。女性はどうしても妊娠するので、やはりそういった困難をより一層抱える可能性が高いということで、よろしくお願いします。藤沢市の場合、そういうときに、どういったところに相談して、どういった施設で安心して産めるのでしょうか。藤沢ではそういった問題を市民の方から寄せられたときに、どういったところに繋いでらっしゃるか教えていただけますか。

○事務局（作井） 基本的に妊娠については保健所の健康づくり課に母子保健を担当している部署がございます。あとは子育て支援センターということで、本庁ですと子ども家庭課の中に保健師が2人常駐しております。あと北部と南部の保健医療センターでも相談を受けております。例えば出産をするのに経済的に出産ができない、妊娠をしたけれども産むお金がないようなときには、出産費用の負担ですとか、助産施設に入所させて出産させるとか、そういった手続きを子育て給付課の方で実施をしております。どのような場合も妊娠したときに、保健師が必ず面談をして、困り事などを聞き取りして、ハイリスクな妊婦に関しては、すぐに支援センターに繋いで、妊娠から出産、その後まで途切れなく支援するという対応は取っているところです。

(井澤委員挙手)

○木村会長 はい、井澤委員、お願いします。

○井澤委員 井澤です。今、言われたような内容の保護者の方とお子さんが保育園にはたくさん入ってきます。児童相談所が絡んできたり、保健所が絡んできたり、子ども家庭課が絡んできたり、子育て支援課が絡んできたり、いろいろなところからの情報と支援の仕方がそれぞれ違っていたりして、保育園は戸惑うこと

があって、一元化されていないので、来るところによって情報の入り方も違うし、このような問題だと、個人情報という名のもとに情報を明かしていただけないときもかなりあります。そういうものが1つになって、やっていただけると目の前で困っている方たちは、もっと楽になるのかなと、我々みたいな実践で対応している者としては必要かなと感じています。DVの問題とか夫婦間のいろいろな問題で警察が絡んだりとか、児童相談所が絡んだりという人が年々増えていきます。昔はほとんどなかったのですけれども、園の中で児童相談所絡みは10件近く入ったりするのです。地域とかによるのでしょうけれど、それだけいろいろな方たちが入ってきていて、実際に対応している保育園でもかなり苦勞しているのではないかなと感じています。上手く情報共有ができるといいと思います。

○木村会長 ありがとうございます。現場でこういったケースのときには、どういうチームを組んで対応するのがいいのかというところを提言されたりするとよいのではないかなとお話をお聞きして思いました。

(片岡委員挙手)

○木村会長 片岡委員、お願いします。

○片岡委員 片岡です。井澤委員からの現場のお話は胸に迫るものがありました。自分の娘が保育園に通っていた25年くらい前とはずいぶん違うな、やはり変わってきているなと感じています。小林委員がおっしゃった男性は妊娠しないが女性が妊娠して、その結果を女性が責任を取らなければならないという話なのですけれども、大物タレントの強制わいせつの話が話題になっておりますが、去年「射精責任」という本がアメリカでベストセラーになって、日本でも結構取り上げられたのですけれども、要するに性交しただけでは妊娠はしない。男性が射精することが問題なのだということをはっきりうたっていて、確かにその通りなのです。だからこそ、きちんとした性教育を事前しておくことが大切でして、困難な問題を女性が抱える前に、抱えないようにする予防策というのが、その後の被害者救済的なものよりも、もっと重要なのではないかと思うのです。そういう立場に陥らないにはどうしたらいいのか。今若い子たちのパパ活とかが問題になっていきますけれども、中にはただ単に遊び金欲しさの子もいるでしょうけれど、そのバックには家庭の貧困だったり、親からのネグレクトだったり、親からの暴力だったりの影響している場合も多々あるわけですね。そういった子どもたちのケアもそうですし、見えない貧困といいますか、家庭全体のケアがあってこそ、売春防止法から発展した困難な問題を抱える女性の支援に関する法律が生きてくるのだと思うのです。とにかく元が売春防止法なのでですから、売春をさせないには

どうしたらいいのか、売春してからの話もちろんあるかもしれないけれども、その前の部分をどういうふうにもいろいろなセクションで手を取り合って、女性たちを守っていくネットワークをきちんと構築していただきたいなと感じております。

○木村会長 片岡委員、ありがとうございます。教育の部分というのが国の法律の中にどの程度含まれていくのか、それと連動していく形に市の計画はおそらくなっていくと思うのです。市の計画の中そういった青少年教育的観点というものを取り入れる余地があるのかどうかというのは検討していただく必要があるのではないかなと思います。そのあたりで何か庁内で議論ができていますか。

○事務局（猪野） まず具体的に会議の中では、その視点の話まではできていないのですけれども、教育というところが重要な役割を担っているということは話題として出ていますので、そういった視点というのは大切にしないといけないと思っております。

○木村会長 ありがとうございます。いろいろと制約のある中での性教育ですとか、デートDVは藤沢市でも中学生にしっかりと啓発していただいているというのがありますので、できる活動をどうやっていくのかが、それがどう繋がっていくのかということが市の計画の中に見えるようにしていただけるといいなと思います。

○事務局（猪野） 補足なのですが、先ほど私の方で50%という表現を使ったのが、困難な状況が50%という意味ではなくて、人口の半分程度の人たちの課題に対して、どこまで一元化するかという問題をどういうふうと考えていくかという視点が必要という意味でお伝えしました。誤解があるといけませんので、補足いたします。

○片岡委員 それは女性という意味ですか。男女で。

○事務局（猪野） 男女で大体の比率で分けたときに、性別で分けて、女性に特化して一元化していく範囲について、検討課題があるという意味でお伝えをさせていただいたのですけれども、困難な状況が女性に多いというのは、実態としてもありますので、その点は認識した上で計画を考えていかなければいけないというふうに思っております。

（堀江委員挙手）

○木村会長 堀江委員、お願いします。

○堀江委員 堀江です。今、お話されたところが、やはり私も考えていて難しいなという感じのところがあったのですが、厚生労働省の事業の中の就職氷河期世代

の方々のキャリア支援のお仕事に関わらせていただいているのですが、その方々のキャリア相談を聞いている中で、妊娠とか出産とか、あるいは旦那さんの転勤とかということで、やむを得ずキャリアを断念しなければいけなかった方々とか、非正規でずっといらっしやって正規になれないがゆえに引きこもりというのですか、お子さんができて仕事がなくなってみたいな方々の話を聞いている中で、確かに困っているのは女性なのです。そうなるのは、そもそも構造の問題というか、妊娠出産をするという性の方が、今まで平等に扱われてこなかったという構造の問題の結果起こっていることなので、その取り扱いを、これは女性の問題だからとしてしまうのはどうなのかなという思いもあって、そこは男性も含めて、望まない妊娠とか男性側の責任というのもそうですけれども、そういうことが起きているということは男性にもわかってもらう必要があるし、身近にそういう女性がいたら男性でもそういう支援があるよと言ってあげられることのほうが、むしろめざすべき社会ではないかなという気もするので、あまり対象者が女性だから云々で別冊というふうにしないほうがいいような気がしました。以上です。

○木村会長 ありがとうございます。社会全体としての捉え方、社会の構造がもたらししている課題である、問題であるという認識をもっている必要があるのかなと思いました。事務局から話がありましたけれども、プランの周期に結果的には合わせていくので今回は別冊にはなるけれども、おそらく次回の改訂のときには、集約されていくという可能性もありうるのではないかなと説明を聞いていました。最後に確認させていただいていいですか。この件はそういう意味では専門性を求められるようなテーマでもありまして、この協議会では飯島委員がその立場でご加入いただいております。来年度は基本計画を作ることになると、飯島委員のようなお立場で別の視点を持った方に参画をいただくのはどうかとか、DVの時もそうでしたけれども、専門部会みたいな形で検討したということもあったかと思います。そのような対応をするのが、このテーマは値する計画なのかなとも思うのですけれども、その辺りは現状どう考えていらっしやいますか。

○事務局（猪野） はい。予算の関係がありまして、現時点で、各委員の皆様は次年度の体制について具体的にご相談を進めるという段階にはなっていない状況ではありますが、先ほどお話をさせていただいた庁内連携という部分では、ジェンダー平等プランの協議会などの分会なども想定できるのではないかと考えております。それが完全に独立したものになるのか、もしくは分会という形で実

施していくのか、その辺りは調整をさせていただきまして、具体的なものをお示しできる段階になりましたら、調整をはかっていきたいと思っております。

○木村会長 ありがとうございます。

・令和6年能登半島地震におけるジェンダー視点での課題について

○木村会長 本日は残り30分ほどお時間がありまして、その他もう一つとしまして、1月1日に能登地震が発生いたしまして、皆様にいろいろな形で影響があったかと思えます。宮川委員が被災地へ入られまして、いろいろと知見を得て来られています。東日本大震災のときに宮川委員から被災地の状況、ジェンダー的にどういう配慮すればいいのかということをしてレクチャーいただきまして、非常に参考になる情報かと思えますので、ぜひ皆様にも知っていただけたらと思えますので、お時間を取らせていただきたいと思います。宮川委員、どのようなところで活動されたのか、また活動の全体、それからジェンダーの観点で懸念しているところなどあれば、ご教授いただきたいと思います。お願いします。

○宮川委員 ありがとうございます。それでは少しお時間を頂戴して、情報提供させていただければと思えます。まず災害における女性に配慮した避難所運営というお話についてはニュースなどで、いろいろなところで女性災害専門者の方たちが出てきてお話いただいているので、皆様も一部ぐらいはどこかで耳にしたことがあるのではないかなと思えます。とるべき対応としては、概要としてはそこにある通りで、避難所運営に女性が参画していくこと、あと安全な環境を作っていくということが非常に重要というところになります。ただそれが実践できているかという、これも現実的には非常に厳しいと言わざるを得ません。私は7日から10日まで行っておりまして、また今日午後から月曜日まで行くのですが、私は前回金沢にとどまっております、被災した地域までは入っておりません。石川県庁の災害対策本部に入り、それから皆様は報道でご覧になったかもしれませんが、1.5次避難所におりました。1.5次避難所というのはスポーツセンターにテントが並んでいるところなのですが、あそこが本当に急ごしらえで、8日にやるよって、9日に整備して、9日から人が入っているみたいな感じでしたので、その女性目線での環境整備をしてほしいと依頼されまして、そこに関わっております。1.5次避難所は、スポーツセンターなので、非常に環境的には整っていて、暖かく、食事も提供でき、テントでプライバシーも確保されているという比較的良い環境です。トイレも障がい者用のトイレがあったりして良か

ったのですけれども、残念ながらトイレに赤ちゃん用の椅子が付いておりませんでした。

○片岡委員 チェンジングテーブルはあったのですか。

○宮川委員 チェンジングテーブルなくて、介護者が入れるトイレにソファはあったのですが、ベルトがないので、これに赤ちゃんを置いたら落ちるよねというような状況でした。ベルトとか椅子とか赤ちゃんを固定しておいて、お母さんが用を足せる、あるいはお父さんが用を足せるという環境がないということに気が付き、そのことをお伝えし、急遽ベビーカーを買っていただいて、ベビーカーをそこに設置をして、そこにベルトで固定しながらやってくださいということをしました。設備が比較的整っている中でも課題がある。あとは授乳室、おむつ替えのスペース、子どもが遊べるスペース、生理用品やおむつを配布するときに担当に女性スタッフをつけるというところをアドバイスしてきたところですが、まだまだイシューは残っておりまして、課題解決しなくてはいけないことは多いのですが、1つ良いニュースとしてあるのは、県の災害対策本部というところがあって、そこには国の各省庁から応援チームが来るのですが、内閣府からのチームのメンバーに男女共同参画局の人が入っておりました。この1.5次避難所の方も私がチェックした項目をその人に伝えることで、そこから県にスムーズに伝わって、その日のうちに、ある程度は整うという体制ができておりましたので、リソースがあるところであれば、意見が通りやすくなっているという印象です。ただその他のジェンダー平等に関連する、例えば性的マイノリティに対する対応などというのはイシューとしては上がっているけれども、具体的な対応をどうすればいいのかというところは、まだ悩ましいというところで、具体的な対応までは行っていないという状況です。これが1.5次避難所の状況なのですが、北部の各被災した地域の避難所では、生きていくのがまだ精一杯というような状況ですので、なかなか女性が運営に参画していくところまでは手がまわっていないという状況でもありますし、そもそも人的リソースというのが極端に不足している状況ですので、ある程度役割分担を固定して行っているというところかなと思います。心配なのがトイレのことなのですけれども、避難所が安全な場所でなくなるというようなことに対する不安というのは現地の避難所ではまだあるようです。我々がこちらからできることは情報提供だけなのですけれども、「トイレ気を付けようね。」と言っても、安全なトイレが整備されていなければ、言うだけストレスになるということもありますし、また、それによってトイレ控えが起きてしまうと水分摂取の不足からの健康被害にも結び付いていくので、その辺は情報提

供だけでは限界があつて具体的な環境整備、快適なトイレが整っていないことには、女性の安全を守ることが難しいというような状況をひしひしと感じているところです。今後なのですが、先ほど1.5次避難所というお話をしましたけれども、1.5次避難所というのは比較的短期で出て行って、その後に2次避難所に行くという中継地点になります。2次避難所というのはホテルとかになっていくのですが、こちらの2次避難所に入ってしまうと、実は1次や1.5次避難所にいる間は困難な問題を抱える方たちに対するアプローチというのは比較的容易なのですけれども、2次避難所でホテルやアパートのドアの向こう側に入ってしまうと、介入が非常に難しくなるという課題があります。まだそこまで考えられていない状況なのではないかなとは思いますが、今後、2次避難所の特に仮設住宅ではなくて、ホテルや賃貸などのみなし仮設に移っていった方たちに、どう介入していくかというところを考えていかななくてはいけないかと考えています。とりあえずはこのようなところです。

○木村会長 ありがとうございます。非常にアップデートなど貴重な現場の声をいただきました。事務局の皆さんもすごいメモを取ってくださったので、ぜひ各部署にフィードバックいただけたらと思います。宮川委員、引き続き気を付けて活動いただけたらと思います。貴重なお話ありがとうございます。また、今日が今年度最後になります。皆様どうもありがとうございました。本当に毎回活発な議論させていただいて、データとか、計画のことを話すのですけれども、いろいろそれぞれの知見だったり、立場だったり見えていることをたくさんテーブルの上にのせていただいて、私自身も運営しながらも、いろいろな視点をいただけたかなと思っております。課題山積ですけれども、着実に良い方向に行っているのではないかと思います。というところを忘れないで、これからもそれぞれの立場で関わっていただけたらなと思っております。今日は少人数になりましたけれども、3回目はこれで終わらせていただきたいと思っております。お疲れ様でした。事務局から最後に何かあればお願いします。

○事務局（作井） 木村会長、議事進行ありがとうございました。それでは先ほど少しお話をしましたが、机上に配付いたしましたチラシについてご案内をさせていただきます。2月8日木曜日に今年度のジェンダー平等・男女共同参画講演会を開催いたします。今年度は「D&Iがなぜ組織の成長に必要なのか？～ダイバーシティ&インクルージョンの本質に迫る～」というタイトルで日経×WOMANの編集長をされていた羽生祥子さんと、アフラック生命保険株式会社の若濱靖樹さんにご講演をいただきますので、ぜひご参加いただければと思います。また、

今回まだチラシの作成が間に合っていないのですが、3月10日の日曜日に村岡公民館で高橋委員に講師をお願いしまして、村岡公民館と共同で「私らしいキャリアを描いてみよう～マルチステージを楽しもう～」ということで講演をしていただく予定でございます。既にインターネットでの参加募集は受付をしているのですが、チラシの作成が間に合っていないので、また皆様にはお知らせしたいと思っております。そちらは村岡公民館だけでなく、オンラインでの受講できますので、ぜひご参加いただければと思います。それでは連絡事項は以上となります。以上をもちまして本日の会議は終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上